

2025 年度 冷凍空調技士・食品冷凍技士試験 受験案内

◆ インターネットでの受験申請方法

- ①日本冷凍空調学会ホームページ [<https://www.jsrae.or.jp/gishi/gishi.html>] より、必要事項を入力してメール送信してください。
- ②受験申請受領メールを受信後、受験料を指定の銀行口座にお振込み、またはクレジットカード決済にてご入金ください。
* 銀行振込手数料は別途ご負担願います。
- ③入金確認後、担当試験事務所から受験票・試験会場地図・受験料領収証をEメールで送信します。
受験票を印刷し、当日試験会場に持参願います。

◆受験申請締切日：2026年1月31日 必着 (受験料入金のみ、翌営業日付分まで受付)

* 受験票の未着については、試験日の1週間前までに必ず担当試験事務所にご連絡願います。
なお領収証の宛名には「勤務先と受験者名」が併記されます。

◆試験日：2026年2月15日

◆合否発表：2026年4月20日に受験申請時登録メールアドレスに連絡

◆ 試験地と担当試験事務所

[東京] (公社)日本冷凍空調学会 技士試験係

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 13-7 日本橋大富ビル 5F TEL 03(5623)3223

振込先口座：みずほ銀行 横山町支店 普通口座 2212624 口座名義：(公社)日本冷凍空調学会

営業時間：平日 9:00-17:30 (土・日・祝日・年末年始を除く) シヤニホンレイトウカウチヨウガツカイ

[名古屋] (一社)中部冷凍空調設備協会 技士試験係

〒460-0008 名古屋市中区栄 5-7-14-703 kainuma ビル TEL 052(263)5067

振込先口座：三菱 UFJ 銀行 栄町支店 普通口座 0249881 口座名義：(一社)中部冷凍空調設備協会

営業時間：平日 9:00-17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) シヤチュウカブレイトウカウチヨウセツビキヨウカイ

[大阪] (一社)近畿冷凍空調工業会 技士試験係

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-3-14 リバーポイント北浜 9F TEL 06(6233)3201

振込先口座：関西みらい銀行 本町営業部 普通口座 0003992 口座名義：(一社)近畿冷凍空調工業会

営業時間：平日 9:00-17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) シヤキンキレイトウカウチヨウコウギヨウカイ

[福岡] (一社)西日本冷凍空調工業会 技士試験係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-11-15 博多駅東口ビル 601 TEL 092(471)1530

振込先口座：福岡銀行 博多駅東支店 普通口座 2351738 口座名義：(一社)西日本冷凍空調工業会

営業時間：平日 9:00-17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) シヤニシニホンレイトウカウチヨウコウギヨウカイ

【注意】受験料返金、受付期間後の受験種目の変更はできません。

冷凍空調技士・食品冷凍技士 受験申込要領

試験日：2026年2月15日（日）

	冷凍空調技士	食品冷凍技士
受験資格	<p>第一種</p> <p>(1) 冷凍・冷蔵・空気調和その他低温・高温発生機器ならびにこれらに係わる装置等の研究・開発・設計・製造・管理・調査・鑑定・教育などのそれらの関連業務、又は高圧ガス保安法に規定されている冷凍施設に関する経験が学歴を問わず通算4年以上ある者 ・以降、冷凍空調技士の実務経験は上記の下線部を指す</p> <p>(2) 学校教育法による大学(院)、短期大学又は高等専門学校において工学又は理学を修めて卒業し、又はこれと同等以上の学力を有し実務経験が通算2年以上ある者</p> <p>(3) 通算3年以上の実務経験を有する第二種冷凍空調技士</p> <p>(4) 工業高校卒業後、通算3年以上の実務経験を有する者</p> <p>(5) 日本冷凍空調学会通信教育を、別に定める優秀な成績で修了し、通算2年以上の実務経験を有する者 *2026年3月末時点にて、上記(1)～(5)いずれかの条件を満たす場合は受験可</p> <p>第二種</p> <p>(1) 実務経験及び学歴は問わない 但し、合格後、技士認証される時には、技士登録申請日から起算して通算2年以上の実務経験が必要。</p>	<p>受験に際して実務経験及び学歴は問わない。 但し、合格後、技士認証される時には、以下(1)又は(2)の実務経験を満たす必要があり、加えて技士登録申請前の3年以内に開催された本学会が指定する講習会の受講、又は本学会が主催する年次大会への参加が必要である。</p> <p>(1) 低温に係わる食品の研究・開発・教育・加工・製造・保管・輸送流通業務ならびにそれらの関連業務実務経験が通算1年以上になる者であって、学校教育法による大学院、大学、短期大学または高等専門学校において食品に関する課程を修めて卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有する者</p> <p>(2) 技士登録申請日から起算して実務経験が通算2年以上になる者で、学歴を問わない</p>
試験科目	<p>理 論 (2時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 冷凍サイクルと圧縮機 2. 伝熱および熱交換 3. 冷媒・冷凍機油・ブライン 4. 圧力容器の強度 5. 空気調和（I） 6. 空気調和（II） <p>技 術 (2時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 冷凍装置の設計計算 2. 冷凍装置の自動制御 3. 冷媒配管・付属機器 4. 冷凍装置の運転と保守 5. 保安 6. 空気調和機器 	<p>学 識 (2時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 食品冷凍の総論と物理 2. 食品冷凍の化学 3. 食品冷凍の品質管理 4. 冷凍設備と解凍設備

受験料 10,000円（税込）

合格後の登録手続きについて

◆合格後、技士登録時に下記書類をご提出いただく必要があります。

※検定試験に合格した方は、合格発表後3年以内に登録手続きをしなければ資格の認証、登録の権利を失いますのでご注意ください。

- ・ 実務経歴書（必須）※合格通知に同封。但し、必要経験年数を満たしていない状況で第二種冷凍空調技士・食品冷凍技士を合格した場合は同封されませんので、実務経験を満たした時点で事務局まで申請してください。
- ・ 卒業証明書、もしくは卒業証書の写し
(学歴の履修課程により実務経歴年数が短縮されている場合のみ必要)

◆登録料：

- ・ 第一種 冷凍空調技士 7,000円（税込）
- ・ 第二種 冷凍空調技士 5,000円（税込）

注) 合格して技士認証を受ける場合、第二種正会員（個人会員）である必要があります。技士登録には技士認証を発行します。第二種正会員（個人会員）として日本冷凍空調学会に入会する際には、入会金と年会費が別途必要となります。学生会員の方は、技士登録の際に会員資格を個人会員へ変更いただく必要があります。

冷凍空調技士規程

昭和 31 年	6月 13 日	在京理事会にて決定
昭和 33 年	7月 16 日	定例理事会にて冷凍技術士を冷凍技士に替えることに決定
昭和 37 年	5月 25 日	定例理事会にて冷凍技士を冷凍空調技士に替えることに決定
昭和 40 年	12月 17 日	常務理事会にて一部改正決定
昭和 41 年	9月 22 日	常務理事会にて一部改正決定
昭和 48 年	7月 26 日	常務理事会にて一部改正決定
平成 9 年	4月 25 日	常務理事会にて一部改正決定
平成 13 年	10月 23 日	常務理事会にて一部改正決定
平成 23 年	7月 29 日	常務理事会にて一部改正決定
平成 26 年	12月 18 日	常務理事会改定承認

(目的)

第 1 条 この規程は冷凍・冷蔵・空気調和その他低温、高温発生用機器ならびにこれらに係わる装置等の研究、開発、設計、製造、管理、調査、鑑定、教育等のそれらの関連業務に従事する技術者に所定の資格を与えて、その技術の向上を図ると共にその設計、工作、施工等の不備に起因する性能の低下および災害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 冷凍空調技士とは公益社団法人日本冷凍空調学会（以下 本学会 と称す）の名誉会員、特別会員、第 2 種正会員であって、第 3 条による冷凍空調技士としての資格を得た者をいう。

(資格取得・登録)

第 3 条 本学会が第 5 条の規定により施行する冷凍空調技士資格検定に合格し、別に定める登録手数料を納付することにより本学会会長がその資格を認証し、登録する。

(資格の喪失と復活)

第 4 条 冷凍空調技士が本学会の名誉会員、特別会員、第 2 種正会員の資格を失ったときは冷凍空調技士の資格を失う。

2. 冷凍空調技士がその任務に反する行為をしたときは、本学会は理事会の決議に基づき戒告を与えまたは資格を取消すことができる。

3. 冷凍空調技士で資格を喪失した者が細則に定める手続きをした場合、資格を復活、再登録することができる。

(資格の検定)

第 5 条 冷凍空調技士の資格検定試験は、第 1 条に掲げる業務を行うに必要な専門技術およびその応用能力を有することを判定することを目的とし、その程度により次の二種とし、細則に定める試験科目につき、毎年 1 回以上行う。

第一種資格検定試験

第二種資格検定試験

(受験資格)

第 6 条 次の各項目のいずれかに該当する者は第一種資格検定試験を受けることができる。

ただし、経験年数は受験年度の 3 月末日の時点とする。

1) 第 1 条に掲げる業務に関する細則で定める実務経験または高压ガス保安法に規定した冷凍設備を使用する高压ガスの製造に係わる経験が通算 2 年以上になる者であって、学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において工学または理学を修めて卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者。

2) 通算 3 年以上の実務経験を有する第二種冷凍空調技士。

3) 工業高校卒業後、通算 3 年以上の実務経験を有する者。

4) 実務経験が通算 4 年以上になる者で、学歴を問わない。

5) (公社)日本冷凍空調学会通信教育を別に定める優秀な成績で修了し、通算 2 年以上の実務経験を有する者。

2. 次の項目に該当する者は第二種資格検定試験を受けることができる。

1) 学歴と実務経験は問わない。ただし、合格者が認証されるときは、通算 2 年以上の実務経験が必要。

(任務)

第 7 条 冷凍空調技士は、その学識と実務経験に基づき、第 1 条に掲げる業務を誠実かつ適正に行なわなければならぬ。

(冷凍空調技士考查委員会)

第 8 条 第 5 条に定める資格の検定に関する事項を処理するために、冷凍空調技士考查委員会（以下 考査委員会 と称す）を設置する。

2. 委員長は理事会の議を経て、会長が委嘱する。委員長は会務を主宰する。

3. 必要ある場合は、委員長は副委員長を選考し、理事会の議を経て会長が委嘱する。委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4. 考査委員会は委員長を含めて 15 名以内の委員をもって組織し、委員は学識経験者のうちから会長が委嘱する。

5. 考査委員会の委員の任期は 2 年とする。本委員は再任を妨げない。

冷凍空調技士規程細則

昭和40年12月17日	常務理事会にて改正決定
昭和41年 9月22日	常務理事会にて一部改正決定
昭和44年 3月31日	常務理事会にて一部改正決定
昭和49年10月24日	常務理事会にて一部改正決定
昭和52年 9月22日	常務理事会にて一部改正決定
平成元年10月13日	常務理事会にて一部改正決定
平成9年 4月25日	常務理事会にて一部改正決定
平成13年10月23日	常務理事会にて一部改正決定
平成24年 4月20日	常務理事会にて一部改正決定
平成26年12月18日	常務理事会改定承認

(検定試験および登録)

第1条 冷凍空調技士検定試験科目は次の通りとする。

イ. 理 論 ロ. 技 術

2. 冷凍空調技士検定試験を受けようとする者は、冷凍空調技士考査委員会（以下考査委員会と称す）の定める書類に手数料10,000円を添えて規定の日までに、公益社団法人日本冷凍空調学会（以下本学会と称す）へ申請しなければならない。
3. 冷凍空調技士規程（以下規程と称す）第6条にいう実務経験とは、規程第1条に掲げる冷凍・冷蔵・空気調和その他低温、高温発生用機器ならびにこれらに係わる装置等の開発、設計、製造、管理、調査、鑑定、ならびに教育等のそれらの関連業務に従事することをいう。ただし、単なる技術補助者、作業者としての経験、庶務会計等の事務に関する経験は含まないものとする。
4. 考査委員会は受験者に対し規程第5条に定める受験資格の査定ならびに規程第5条の資格検定試験を行う。
5. 冷凍空調技士の検定試験を受けるに必要な事項は、前もって本学会誌等に告示する。
6. 規程第3条に定める登録手数料は次の通りとする。

第一種	7,000円	第二種	5,000円
-----	--------	-----	--------
7. 検定試験に合格した者は、合格発表後3年以内に登録手続きをしなければ資格の認証、登録の権利を失う。

(受験資格)

第2条 規程第6条1項5)の(公社)日本冷凍空調学会通信教育を別に定める優秀な成績は、採点平均が95点（小数点以下四捨五入）以上とする。

(資格復活と再登録)

第3条 規程第4条により冷凍空調技士の資格を喪失した者が、資格喪失後5年以内に第2種正会員の入会手続きをした場合、再登録手数料20,000円を支払い、理事会の審議を経ることによりその資格を復活できる。

(冷凍空調技士考査委員会)

第4条 冷凍空調技士の検定試験を議する委員会は委員の5分の3以上の出席がなければならない。

2. 考査委員会は、冷凍空調技士の検定試験の実務を、冷凍空調技士試験分科会に委嘱することができる。

食品冷凍技士規程

昭和 41 年 9 月 22 日常務理事会決定

昭和 44 年 12 月 17 日常務理事会にて一部改正決定

平成 9 年 4 月 25 日常務理事会にて一部改正決定

平成 13 年 10 月 23 日常務理事会にて一部改正決定

平成 26 年 12 月 18 日常務理事会改定承認

令和 4 年 2 月 24 日理事会改定承認

(目的)

第 1 条 この規程は低温に係わる食品の研究、開発、加工、製造、保管ならびに輸送、流通の業務ならびに教育等のそれらの関連業務に従事する技術者に所定の資格を与えて、その技術の向上を図るとともに適正な機器保全により能率を増進し、低温食品の製造、品質保持の不備に起因する損失ならびに食中毒等公衆衛生上の危害、事故の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 食品冷凍技士とは公益社団法人日本冷凍空調学会（以下 本学会 と称す）の名誉会員、特別会員、第 2 種正会員であって、第 3 条による食品冷凍技士としての資格を得た者をいう。

(資格取得・登録)

第 3 条 本学会が第 5 条の規程により施行する食品冷凍技士資格検定に合格した者を食品冷凍技士補とする。なお、技士補が細則第 1 条 7 項の手続きに従い、別に定める登録手数料を納付することにより本学会会長が食品冷凍技士としてその資格を認証し、登録する。

(資格の喪失と復活)

第 4 条 食品冷凍技士が本学会の名誉会員、特別会員、第 2 種正会員の資格を失ったときは食品冷凍技士の資格を失う。

2. 食品冷凍技士がその任務に反する行為をしたときは、本学会は理事会の決議に基づき戒告を与えるまたは資格を取消すことができる。
3. 食品冷凍技士で資格を喪失した者が細則に定める手続きをした場合、資格を復活、再登録することができる。

(資格の検定)

第 5 条 食品冷凍技士の資格検定試験は、第 1 条に掲げる業務を行うに必要な専門技術およびその応用能力を有することを判定することを目的とし、細則に定める試験科目につき、毎年 1 回以上行う。

(受験資格)

第 6 条 次の各項目のいずれかに該当する者は食品冷凍技士資格検定試験を受けることができる。

- 1) 第 1 条に掲げる業務に関する細則に掲げる実務経験が通算 1 年以上になる者であって、学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において食品に関する課程を修めて卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者。
- 2) 実務経験が通算 2 年以上になる者で、学歴を問わない。
- 3) 学歴と実務経験は問わない。ただし、合格者が認証されるときは、通算 2 年以上の実務経験が必要。なお、認証までの間に 1)の要件を満たした場合は、認証に必要な実務経験は通算 1 年以上とする。

(任務)

第 7 条 食品冷凍技士は、その学識と実務経験に基づき、第 1 条に掲げる業務を誠実かつ適正に行わなければ

ならない。

(食品冷凍技士考查委員会)

第 8 条 第 5 条に定める資格の検定に関する事項を処理するために、食品冷凍技士考查委員会

(以下 考査委員会 と称す) を設置する。

2. 委員長は理事会の議を経て、会長が委嘱する。委員長は会務を主宰する。
3. 必要ある場合は、委員長は副委員長を選考し、理事会の議を経て会長が委嘱する。委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
4. 考査委員会は委員 15 名以内をもって組織し、委員は学識経験者のうちから会長が委嘱する。
5. 考査委員会委員の任期は 2 年とする。本委員は再任を妨げない。

食品冷凍技士規程細則

昭和41年 9月22日 常務理事会決定
昭和44年 5月29日 常務理事会一部改正決定
昭和49年10月24日 常務理事会一部改正決定
昭和50年12月19日 常務理事会一部改正決定
昭和52年10月28日 常務理事会一部改正決定
平成元年10月13日 常務理事会一部改正決定
平成9年 4月25日 常務理事会一部改正決定
平成13年10月23日 常務理事会一部改正決定
平成24年 4月20日 常務理事会一部改正決定
平成26年12月18日 常務理事会改定承認
令和4年 2月24日 理事会改定承認

(検定試験及び登録)

第1条 食品冷凍技士検定試験科目は次の通りとする。

但しその他についてはその都度本学会誌等に発表する。

- 食品冷凍の総論と物理、食品冷凍の化学、冷凍食品の品質管理、冷凍設備と解凍設備、その他
- 2. 食品冷凍技士の検定試験を受けようとする者は、食品冷凍技士考査委員会（以下「考査委員会」と称す）の定める書類に手数料10,000円を添えて規定の日までに、公益社団法人日本冷凍空調学会（以下「本学会」と称す）へ申請しなければならない。
- 3. 食品冷凍技士規程（以下「規程」と称す）第6条にいう実務経験とは、規程第1条に掲げる低温に係わる食品の研究、開発、製造、加工、保管ならびに輸送、流通の業務ならびに教育等のそれらの関連業務に従事することをいう。ただし、単なる技術補助者、作業者としての経験、庶務会計等の事務に関する経験は含まないものとする。
- 4. 考査委員会は受験者に対し規程第6条に定める受験資格の査定ならびに規程第5条の資格検定試験を行う。
- 5. 食品冷凍技士の検定試験を受けるに必要な事項は、前もって本学会誌等に告示する。
- 6. 規程第3条に定める登録手数料は7,000円とする。
- 7. 検定試験に合格した者は技士補となるが、合格発表後3年以内に技士登録手続きをしなければ資格の認証、登録および技士補の権利を失う。なお技士登録に際し、登録申請時から3年以内に開催された本学会が指定する講習会の受講、または本学会が主催する年次大会への参加が必要である。

(資格復活と再登録)

第2条 規程第4条により食品冷凍技士の資格を喪失した者が、資格喪失後5年以内に第2種正会員の入会手続きをした場合、再登録手数料20,000円を支払い、理事会の審議を経ることによりその資格を復活できる。

(食品冷凍技士考査委員会)

第3条 食品冷凍技士の検定試験を議する委員会は委員の5分の3以上の出席がなければならない。

- 2. 考査委員会は、食品冷凍技士の検定試験の実務を、食品冷凍技士試験分科会に委嘱することができる。

※この用紙は、合格通知書に同封します。
合格後、技士登録する際に提出する必要があります。
なお、必要経験年数を満たしていない状況で第二種冷凍空調
技士を受験する場合は同封されませんので、経験を満たした
後に申請願います。

※記入例

実務経歴書 下記の通り相違ありません

氏名	とうけつ たろう	受験番号		
凍結 太郎		受験番号 TA-001		
勤務先：	日本橋工業(株)	経歴証明者の役職、氏名および連絡先 <small>注1)</small>		
部署名：	冷凍機設計部	※記入内容の確認を実施する場合があるため、経歴証明者に同意を得たのちに記入すること		
所在地：	東京都中央区日本橋〇〇町1番地	冷凍機設計部部長 冷凍 一郎		
TEL	03-××××-×××			
E-mail				
最終学歴：	日本橋大学工学部電気科	TEL		
卒業年月：	平成7年3月	E-mail		
在職期間		職名地位	実務内容	
年月～年月	年数	注2)	仕事の内容	主なる具体的な事例
平成7年4月 ～12年3月	5.0	主任	冷凍設備の運転管理	冷凍能力100トンの冷蔵倉庫用冷凍設備の 運転および保守管理に従事
平成12年4月 ～15年3月	3.0		空調設備の設計、据付工事	平成14年4月～△△ビル空調設備工事の設計 据付、工事監督に従事 平成××年×月第二種冷凍機械責任者免状取得

実務経歴年数を満たす為の職歴が複数ある場合は下記に記入してください 注2)

勤務先：	経歴証明者の役職、氏名および連絡先 <small>注1)</small>			
部署名：	※記入内容の確認を実施する場合があるため、経歴証明者に同意を得たのちに記入すること			
所在地：				
TEL				
冷凍機設計課課長 冷凍 二郎				
TEL				
E-mail				
在職期間		職名地位	実務内容	
年月～年月	年数		仕事の内容	主なる具体的な事例

注1) 経歴証明者は、勤務先（派遣先含む）上長または同等以上の他の役職者で可。

自営の場合は、個人事業主として登録している氏名および役職で可。

注2) 実務経歴の記入については経験年数を満たす勤務先のみで可。自営業も含みます。

注3) 受験資格(2)・(4)で登録する場合のみ、実務経歴書の他に卒業証明書、もしくは卒業証書の写しも必要です。